○農林水産省告示第千五百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　広島県三次市吉舎町上安田字国兼三一七、三二七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㋑　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　高知県安芸市古井字黒谷一二九の一、一二九の二、一二九の八、一二九の七、字スケガヒラ一三七の六、一三七の七、一三七の八、一三七の二、一三七の六、字ツラ一三八の一、一三八の三、一三八の一二、一三八の一四、一三八の一五、一三八の一七、一三八の二八、一三八の四七、一三八のく、一三八のオ

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㋑　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十三号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年九月十日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年十月七日

農林水産大臣　小泉進次郎

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24985	フロニカミド水和剤	セコンドＤＦ	東京都千代田区富士見二丁目10番２号 石原バイオサイエンス株式会社　取締役社長　世古大

○環境省告示第六号

農林水産省

遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、令和七年八月十三日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

令和七年十月七日

農林水産大臣　小泉進次郎

環境大臣　浅尾慶一郎

承認番号　25―46Ｖ―0002

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	ＭＳＤアニマルヘルス株式会社 代表取締役社長　土田　拓史 東京都千代田区九段北一丁目13番12号

承認を受けた第一種使用規程

遺伝子組換え生物等の種類の名称	ニューカッスル病ウイルス由来Ｆ蛋白質遺伝子及び伝染性ファブリキウス嚢病ウイルス由来ＶＰ２蛋白質遺伝子導入七面鳥ヘルペスウイルスＨＶＰ360株（*IBDV VP2, NDV F, Meleagrid herpesvirus 1*）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	①　運搬及び保管（生活力を有する遺伝子組換え生ワクチンを保有するものに限る。） ②　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第14条第３項の規定に基づき提出すべき資料のうち臨床試験の試験成績に関する資料の収集を目的とする試験（以下「治験」という。）に該当する場合は、同法第80条の２第２項の規定に基づき届け出る治験計画届出書及び動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成９年農林水産省令第75号）第７条の規定に基づき作成する治験実施計画書に従った使用 ③　医薬品医療機器等法第14条第１項の規定に基づく承認申請書に従った使用（④に該当する行為は除く。） ④　接種（採卵鶏及び肉用鶏への接種） ⑤　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の２の規定に基づき定める感染性産業廃棄物の処理基準に従った接種後の器具及び使用残渣の廃棄 ⑥　⑤以外の廃棄（生活力を有する遺伝子組換え生ワクチンを保有する接種動物の廃棄に伴う場合を含む。） ⑦　①から⑥に付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

○経済産業省告示第四十九号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和七年十月七日

経済産業大臣　武藤　容治

災害名	地域	指定の期間
令和七年九月二日からの大雨	秋田県 仙北市 北秋田郡上小阿仁村 南秋田郡五城目町	令和七年九月二日から令和八年一月六日まで

○経済産業省告示第百五十号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

令和七年十月七日

経済産業大臣　武藤　容治

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5314	株式会社片岡製作所	京都府京都市南区久世築山町百四十番地	令和七年七月二十五日から令和八年七月二十四日まで